

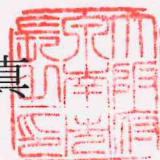
公示送達について

下記の者にかかる書類を本人宛に届けたいが、調査の結果、送達を受けるべき者の現住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び泉南市市税賦課条例（昭和 32 年条例第 6 号）第 6 条の規定により、公示送達する。

なお、公示送達にかかる関係書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申し出があれば、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 25 日

泉南市長 山本 優真



記

送達を受けるべき者	書類の名称	備考
鄧 永佳	差押書	
鄧 永佳	公売予告書	
(以下余白)		

*注意

上記の書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 7 月 2 日に書類の送達があったものとみなされます。